

# 第4回 熊本市・植木町合併協議会が開催されました

と き 平成21年3月2日(月) 午後3時30分～  
ところ くまもと県民交流館「パレアホール」

第4回協議会では、報告事項として2月26日に開催された第2回議員専門部会の審議内容について報告がありました。また、第3回で提案された「市民生活関係事業」「健康福祉関係事業」「子ども未来関係事業」「都市建設関係事業」および「教育関係事業」について協議を行い、原案のとおり承認されました。

なお、「総務関係事業」など3件について提案され、第5回協議会で採決されます。



## 【報告事項】

### ■第2回議員専門部会報告

- 「協議第8号 地域自治組織等の取扱い」については、「合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。なお、設置する地域自治組織の制度等については、改めて定める。」ことになり、設置する地域自治組織の制度などについては、次回提案することで継続審議と

なりました。

- 「協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、事務局からの説明を受け、それぞれ持ち帰って検討を行うことになりました。

## 【協議項目】

### ■協議第18号 市民生活関係事業について(その1)

- 「町名・字名の取扱い」については、『熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとする。植木町の区域は、「鹿本郡植木町」を「熊本市植木町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。』
- 「行政連絡機構の取扱い」については、「熊本市の町内自治会制度へ統合する。ただし、移行時期については状況を見極め決定するが、移行までの間は嘱託員制度を継続する。」
- 「町内自治会活動支援事業」については、「町内自治会制度へ移行時に、熊本市の例に統一する。ただし、町内自治振興補助等については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。」
- 「防犯灯設置補助金」については、「熊本市の例に統一する。」
- 「地籍調査の今後の計画」については、「植木町の事業計画は、新市へ引継ぎ実施する。」

### ■協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)

- 「国保料(税)率等」については、「合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。」
- 「食生活改善事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおり継続する。」
- 「火葬場」については、「植木町の火葬場については現行のとおり継続し、使用料については熊本市の例に統一する。」
- 「緊急通報体制等整備事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5年間継続する。」
- 「障がい者社会参加促進事業」については、「熊本市の例に統一する。」

### ■協議第20号 子ども未来関係事業について(その1)

- 「健康教育(母子保健)」については、「熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。植木町で実施している各健康教育事業については、5年間の経過措置を設定する。」
- 「乳幼児健診」については、『熊本市の例に統一する。ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。』
- 「地域子育て支援センター事業」については、「当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。」
- 「ひとり親家庭等医療費助成事業」については、「熊本市の例に統一

する。ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度(自己負担なし)については、5年間現行のとおりとする。」

- 「保育料」については、「熊本市の例に統一する。」
- 「つどいの広場事業」については、「現行のとおり継続する。」

### ■協議第23号 都市建設関係事業について(その1)

- 「里道の整備」「私道の整備」「下水道使用料」「受益者負担金」については、「熊本市の例に統一する。」
- 「下水道計画」については、「植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。」

### ■協議第24号 教育関係事業について

- 「通学区域(小・中学校)」については、「校区については現状を引き継ぐ。指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。」
- 「育英奨学金(育英事業)」については、「熊本市の例に統一する。ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。」
- 「英語指導助手事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、英語指導助手(ALT)の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。」
- 「小学校英語活動推進事業」については、「モデル的な事業として合併後も継続する。」
- 「図書館の施設管理運営」については、「熊本市の例に統一する。植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。」
- 「図書館行事」については、『植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については5年間継続する。』
- 「各種体育施設」については、「熊本市の例に統一する(管理方法、施設料金)。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、5年間は現行料金の取り扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。」
- 「社会教育関係団体及び補助金」については、「熊本市 PTA 協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。また、植木町 PTA 連絡協議会補助金は、熊本市 PTA 協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。」
- 「公民館の運営状況」「公民館使用料」については、「植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。」

以上のことが承認されました。

## 合併協議会を傍聴できます!

合併協議会はどなたでも傍聴できます。開催日時などの詳細は、合併協議会事務局(☎096-328-2067)か植木町企画財政課(☎096-272-1112)へお問い合わせください。(合併協議会の開催状況は、両市町のホームページでもご覧になれます。)